

いじめ防止の基本理念（大和東小学校）

地方公共団体の責務

保護者の責務

- ①保護者は、規範意識を養うための指導等を行うよう努めること
- ②保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護すること
- ③保護者は、いじめ防止等のための措置に協力するよう努めること

学校・教職員の責務

- ①いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめ防止対策組織の設置
- ③いじめ防止の指導
- ④いじめの早期発見・早期予防
- ⑤いじめに対処するための具体的な措置

道徳教育と
体験活動の

当事者への
対応

通報と事実
確認

人材の確保
と資質の向

いじめの法的責任

①安全配慮義務

○公立学校の教員には、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における児童の安全の確保に配慮すべき義務がある。
(平成6年5月20日 東京高裁判決)

②民事上の責任と刑事上の責任

判例にみるいじめ事件と学校対応

○公立小学4年生の女子児童が放課後、学校内で男子児童のいじめによって受傷した事故について、学校設置者（市）及び加害児童の親について損害賠償責任を認めた。
(昭和60年4月22日 浦和地裁判決)

学校の対応上の問題点

○本判決は、学校に、児童に対して負っている安全義務の一環としていじめ対策義務があることをはじめて明確にし、学校側の義務違反を認定して、いじめ被害に対する学校設置者の損害賠償責任を肯定したものとされている。